

令和 5 年度

償却資産申告の手引き

(固定資産税)

宜野座村内で事業を営み、事業の用に供することのできる資産をお持ちの方、又は宜野座村内に事業用として貸し付けている資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。

申告書の提出期間	令和 5 年 1 月 4 日 (水) ~ 1 月 31 日 (火)
提出書類	5 ページをご覧ください。
お知らせ	😊【申告書の押印が不要となりました】 令和 3 年度税制改正により、申告書への押印が不要となりました。
	😊【マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載をお願いします】 個人の方は 12 桁の個人番号を、法人は 13 桁の法人番号の記載をお願いします。詳しくはページをご覧ください。
	😊【控えの返送について】 申告書を郵送される場合で、申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。
	😊【電子申告について】 インターネットを利用した申告を推奨します。詳しくは、eLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。（ http://www.eltax.jp/ ）
提出先 お問い合わせ	〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 宜野座村役場 村民生活課 償却資産担当 TEL:098-968-8535 FAX:098-968-5113



【目次】

1 償却資産とは	… 1	6 申告書の記載方法	… 6～9
2 申告していただく方	… 1	7 国税の取扱いとの相違点	… 10
2 償却資産対象とは	… 2	8 課税標準の特例	… 11
3 家屋と償却資産の区分	… 3～4	9 課税免除について	… 11
4 業種別の主な償却資産	… 4～5	10 税額の算出方法	… 11～13
5 申告方法について	… 5	11 その他	… 13

1 償却資産とは

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。主な例として、次のような資産があります。

種類	主な償却資産	
第1種 構築物	構築物	広告設備、独立煙突、門、塀、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備、芝生等、緑化施設、庭園、舗装路面など
	建物付属設備	屋外給排水設備、受変電設備、家屋の賃借人の施した造作など
第2種 機械及び装置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイス、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、変・発電設備、太陽光発電装置など	
第3種 船舶	はしけ、ボート、漁船、油槽船、貨物船、客船、遊覧船など	
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種 車両及び運搬具	フォークリフト、モーターシーパーなどの大型特殊自動車（車両番号「0」、「00」～「09」、「9」、「90」～「99」、「900」～「999」）、荷車、手押し車など	
第5種 工具・器具及び 備品	測定、検査工具、取付具、家具（事務用机、応接セット、キャビネット、棚等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器（パソコン、電話、FAX、コピー機等）、LAN設備、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器など	

2 申告していただく方

令和5年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により、原則として借主の方)
- (4) 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- (5) 償却資産を共有されている方（連名でご申告ください。※例「宜野座太郎 他2名」）
- (6) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

賦課期日と事業年度の関係及び修正申告について



固定資産税の賦課期日は1月1日です。事業年度末から賦課期日までに資産の増加または減少があったときは、それらの増減についても申告してください。申告すべき年度（資産を取得された翌年度）に申告が漏れるケースが多く見受けられます。

一度申告された後に申告漏れが判明した場合も、申告すべき年度の修正申告をお願いします。

その際、賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年度分）遡及することとなります。なお、過年度の課税が発生した場合は、一括で納付していただきます。

2 償却資産対象とは

(1) 償却資産と申告対象一覧

償却方法 取得価額	償却方法			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入/必要経費 ^{※3}	申告対象外			
3年一括償却 ^{※4}	申告対象外			
リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外 ^{※5}		申告対象	
中小企業特例 ^{※2}		申告対象		
個別減価償却 ^{※1}	申告対象			

(2) 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次のような資産も申告の対象となります。

ア. 使用期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの

(※1)

イ. 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの(※2)

ウ. 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

エ. 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

オ. 遊休または未稼働の資産

カ. 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

(3) 申告の対象とならない資産

次のような資産は申告の対象とならないので、申告の必要はありません。

ア. 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト）

イ. 無形固定資産（例：電話加入権、ソフトウェア）

ウ. 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、

(ア) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）(※3)

(イ) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの(※4)

エ. 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

3 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、通常その目的に応じて、電気設備、給排水設備、空調設備、ガス設備等の建築設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの）が取り付けられます。

一般にこれらの設備は家屋に含めて評価するものですが、なかには家屋の評価に含めず償却資産として取り扱うものがあります。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

次のような設備は償却資産として取り扱います。詳しくは、次ページの区分表をご覧ください。

ア. 家屋から独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）

イ. 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの

ウ. 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（飲食店・ホテル・病院等の厨房設備等）

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナントが家屋に取り付けた附帯設備）

家屋所有者以外の方（以下「テナント」といいます。）が、その事業の用に供するため家屋に取り付けた内装などの附帯設備（建設設備）は、次ページの区分表にかかわらず（家屋に含めるものに分類されるものであっても）、原則としてテナントから償却資産として申告していただく必要があります。

【附帯設備の例】

木造家屋	外壁、内壁、天井、床、建具、建築設備等
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備等

◆家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備 蓄電池設備 無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機 交換機等の機器	配管・配線等
	LAN 設備	設備一式	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配管・配線等
		火災報知設備	
給排水設備	屋外設備 引込工事 特定の生産又は業務用設備		左記以外の設備
給湯設備	湯沸器等の局所式設備		中央式給湯設備
ガス設備	屋外ガス設備 引込工事 特定の生産又は業務用設備		屋内配管
衛生設備			設備一式 (洗面器、大小便器等)
浄化槽設備	設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）		設備一式（家屋と一体）
空調設備	ルームエアコン（壁掛型）		左記以外の設備

	特定の生産又は業務用設備	
消火設備	ホース、ノズル、消火器、避難器具、ガスボンベ	消火栓設備 スプリンクラー設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター エスカレーター
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
その他の設備等	洗濯設備、冷蔵冷凍倉庫の冷却装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、簡易間仕切（衝立）等	

4 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、緑化設備、庭園、門扉、外構、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター、消火器等
----------	---

業種	主な資産の名称
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドー、日よけ等
喫茶店・飲食店	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製麺機、日よけ等
理容業・美容業	理（美）容椅子、応接セット、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、テレビ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装機、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院 歯科医院 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診察用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器など）、薬品戸棚、陳列ケース、各種事務機器、待合室用いす等
不動産賃貸業 （アパート等）	外構工事（舗装路面、緑化施設、フェンス、側溝）、屋外の電気、ごみ置き場、自転車置き場、屋内備え付け電化製品、給排水、ガス設備等
駐車場業	棚、白線、料金精算機、照明等の電気設備、駐車設備等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス型、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印刷業	各種印刷機、活字版鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブ

	ルドーザー、パワーショベル、ミキサー、コンクリートカッター等
ガソリン給油所	ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、自動販売機、構内装置、独立キャノピー等
自動車整備業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、溶接機、万力、充電器、コンデンサー、グラインダー、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、オイルクリーナー、コンプレッサー、事務機器等
食肉・鮮魚販売店	冷蔵庫(室)、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、ポンプ機等
ホテル・旅館業	ルームインジケータ設備、調光設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、自家発電装置、放送設備、接客用備品等
農業	ビニールハウス、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農機具等
漁業	漁船、冷蔵庫等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
再生可能エネルギー発電事業	太陽光パネル、架台、付属装置、遠隔監視装置等

5 申告方法について

【申告方式】

ア 増減資産申告

「増加資産/減少資産申告」により、資産種類一品ごとに取得年月、取得価格、耐用年数を記載してください。申告する資産がない方は、償却資産申告書の「18 備考」欄へ該当なしと記入してください。

イ 全資産申告(電算処理申告)

企業所有の電算機で全資産一品ごとに必要項目を入力し、課税標準額まで算出したうえで申告してください。

ウ 電子申告(eLTAX(地方税ポータルシステム))

所定の手続きにしたがって、インターネット上で申告データを送信していただく方法です。初めて電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで、eLTAXホームページから利用の届出を行う必要があります。詳しい内容や手続きについては、「<http://www.eltax.jp/>」をご覧ください。

区分	提出書類	償却資産 申告書 第26号様式	種類別明細書		
			増加・全資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
ア 増減 資産 申告	はじめて申告をされる方	○	○		
	前年度以前 に申告を されている方 ※令和3年1月 2日から令和4 年1月1日まで の間	資産に増減がない場合	○	備考欄へ「該当なし」と記載	
		資産が増加した場合	○	○	
		資産が減少した場合	○		○
	資産が増加・減少した場合	○	○	○	
	該当資産がない方	○	備考欄へ「該当資産なし」と記載		
廃業・解散 村外への移転等	○	備考欄へ「異動事由」 「異動年月日」を記載			
イ 全資産申告(電算処理申告)		○	○		

6 申告書の記載方法

(1) 償却申告書の記載例

1 <住所>

住所、電話番号を記載してください。(個人の方は
住民登録のある住所を記載してください)

2 <氏名>

氏名・ふりがなを記載してください。法人
の場合は、名称及び
代表者の氏名を記載
してください。

<取得価額>

(イ) 昨年までの申告に基づいた金額を記載。

(ロ) 赤枠の種類別明細書(減少資産用)の取得価額を記載してください。

(ハ) 緑枠の種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を記載してください。

(ニ) (イ)-(ロ)+(ハ)

※初めて申告される方は、(ハ)

(ニ)に記載してください。

(イ)(ロ)は記載不要です。

令和 4 年度
償却資産申告書 償却資産

令和 年 月 日
宜野座村長 殿

受付印

1 住所
ふりがな
(又は新表
通知書添付時)
(電話)

2 氏名
ふりがな
(法人にあつては
その名称及び
代表者の氏名)
(屋号)

資産の種類	取得価額					
	前年までに取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年までに取得したもの (ハ)	
1 構築物	十	百	千	万	十	百
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

資産の種類	令和 年1月1日現在の帳簿評価 (ホ)			評価額 (ニ)			決定価格 (ヒ)		
	1 構築物	十	百	千	十	百	千	十	百
2 機械及び装置									
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合計									

(ホ)~(チ)
電算処理方式により全資産申告を行う方
以外は記入不要です。

3 【個人番号又は法人番号】
個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

4<事業種目>
事業の内容を簡単に記載してください。

5<事業開始年月>
個人の場合：事業を開始した年月
法人の場合：法人の設立年月を記載してください。

8~14<短縮耐用年数の承認等>
該当する箇所を○で囲んでく

15<村内における事業所等資産の所在地>
村内の事業所等資産の所在地を記載してください。

16<借用資産>
「有」の場合は、貸主の住所、名称等及び資産の所在地を記載してください。

17<事業用家屋の所有区分>
該当するものを○で囲んでください。

18
該当する項目を○で囲んでください。また、必要事項があれば記載してください。
・廃業年月日
・住所氏名等に異動があった場合の異動年月日等
・添付書類がある場合はその書類の名称を記載してください。

産課税台帳

所有者コード	
3 個人番号	8 短縮耐用年数の承認
4 事業種目 (資本等の分類)	9 増加償却の届出
5 事業開始年月	10 非課税該当資産
6 この申告に該当する者の 番号及び氏名	11 課税標準の特例
7 税理士等の氏名	12 特別償却又は正論記帳
	13 税務会計上の償却方法
	14 青色申告
計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 村内における 事業所等資産 の所在地
	16 借用資産 (有・無)
	17 事業用家屋の所有区分
課税標準額 (円)	18 備考 申告内容

第二十六号様式

宜野座村

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)【緑色】の記載例

◎<資産コード>は記入不要です。

◎令和4年1月2日から令和5年1月1日までに取得した資産(他市町村からの移動資産も含む)を記載してください。なお、令和4年1月1日以前に取得された資産で、申告漏れの場合は、申告すべき年度までを遡って修正申告の提出をお願いします。

◎初めて申告される方及び電算処理方式により全資産申告を行う方は、令和5年1月1日現在宜野座村内にある全ての資産を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)		第二十六号様式別表一	
資産の種類	取得年月	資産の名称等	取得価額
1: 構築物	令和5年1月	倉庫	1,200,000
2: 機械及び装置	令和4年12月	トラック	800,000
3: 船舶	令和4年10月	漁船	500,000
4: 航空機	令和4年8月	軽飛行機	300,000
5: 車両及び運搬具	令和4年6月	軽自動車	200,000
6: 工具、器具及び備品	令和4年4月	パソコン	50,000

〈取得年月〉
年号は令和「5」、平成は「4」と記載してください。

〈耐用年数〉
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。
・中古資産について見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載してください。

〈増加理由〉
該当する番号を○で囲んでください。
1: 新品取得 2: 中古品取得
3: 移動による受入 4: その他

〈資産の種類〉
1: 構築物
2: 機械及び装置
3: 船舶
4: 航空機
5: 車両及び運搬具
6: 工具、器具及び備品

記載不要

電算処理方式により全資産申告を行う方は「減価残存率・評価額(対象資産のある場合は特例欄)」を記載してください。
上記以外の場合、この欄は記載不要です。

〈取得価額〉
資産を取得するために支出した金額を記載してください。
(引取運賃、荷役費、関税、掘付費、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)
圧縮記帳は固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。
消費税については、税込経理方式を行っている方は取得価額に含め、税抜経理方式を行っている方は取得価額を含まずに記載してください。

〈摘要〉次のような事項を記載してください。
・「3 移動による受入れ」に該当する場合は移動年月
・「4 その他」に該当する場合は具体的な事由を記載してください。
(例) 申告もれ、取得年月修正等
・課税標準の特例の適用がある資産は、その旨の表示と適用条件

(3) 種類別明細書(減少資産用)【赤色】の記載例

◎令和4年1月2日から令和5年1月1日までに売却・滅失・移動等により減少した資産について記載していただくものです。資産の異動がない場合は、提出の必要はありません。

〈資産の種類〉
償却資産明細一覧表の種類(1~6)を記載してください。

〈数量〉〈取得価額〉
全部減少の場合は、減少したすべての資産について記載してください。
一部減少の場合は、減少した数量及び取得価額を記載してください。

〈減少の事由及び区分〉
該当する番号を○で囲んでください。

所有者コード	令和 年度	行番	行番	資産の種類	資産の名称等	数量		取得価額		申告年度	適用年度	減少の事由及び区分	備考
						取得年月	数量	取得年月	取得価額				
		01										1・2・3・4	1・2
		02										1・2・3・4	1・2
		03										1・2・3・4	1・2
		04										1・2・3・4	1・2
		05											

〈摘要〉

- ・減少の事由が「4その他」に該当する場合は、具体的に記載してください。
- (例) 取得年月修正、取得価額修正、申告(減少)もれ
- ・減少の区分が「2.一部」に該当する場合は、「取得価額 750,000 円(3台)のうち 250,000 円(1台)買替」など、減少前の取得価額及び数量等を記載してください。

7 国税の取扱いと相違点

償却資産について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた減価率をいいます) ※国税の「旧定率法」で用いる減価率と同率	◆建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ◆定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳 ※1	認められません	認められます
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます ※2	認められます
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例 ※3 (租税特別措置法)	認められません	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧第67条の8)
評価額の最低額	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
共有資産	持分を合算して共有名義で申告	持分それぞれを減価償却
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区別して評価)	原則区分評価(一部合算も可)

※1:圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

※2:税務署長に増加償却の届出を行っている資産について、届出書の写しを償却資産申告書とともに提出してください。

※3:租税特別措置法において、中小企業者に該当する法人・個人事業者については、取得価格が30万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税に関する制度ですので、固定資産税(償却資産)では適用されません。

8 課税標準の特例

地方税法第 349 条の3及び同法附則第 15 条等の規定により、特定の資産は課税標準の特例が適用され、税額が軽減されます。該当する資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の適用欄に該当適用条項を記載してください。

※毎年、の税制改正により新設、廃止、縮減・拡張されることがあります。特例該当資産の確認のため、申告の際に資料の添付をお願いします。

9 課税免除について

産業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的に、沖縄振興特別措置法に定める指定地域において、事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を新たに課されることとなった年度以後最大5年度分に限り免除することができます。

固定資産税の課税免除を申請する場合は、『償却資産申告書』の「18 備考」欄及び種類別明細書(増加資産・全資産用)の適用欄に「課税免除該当」とご記入ください。また、「固定資産税の課税免除申請書」及び提出していただく添付資料がありますので、本村までお問い合わせください。

設備投資を計画している又は設備投資をした事業者のみなさまへ

制度の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL 098-894-6377 (平日 8:30~17:15)

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地の 1 沖縄産業支援センター 4 階

10 税額の算出方法

(1) 評価額の算出

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産 取得価額×(1-r/2) =取得価額 × A	前年前に取得した資産 前年度評価額×(1-r) =前年度評価額 × B
---	---

r : 耐用年数に応ずる原価率

A : 半年分の減価残存率で次ページ◆減価残存率表◆の A 欄の率

B : 1年分の減価残存率で次ページ◆減価残存率表◆の B 欄の率

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

◆ 減価残存率表 ◆

固定資産税では、国税の「旧定率法」で使用する償却率を使用します。

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		A	B			A	B			A	B
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955

(2) 評価額の計算例

◆令和4年5月取得、取得額100万円、耐用年数3年(減価率 $r=0.536$)の資産の場合

令和5年度 $1,000,000 \times (1 - 0.536/2) = 732,000$ 円(端数切捨て)

令和6年度 $732,000 \times (1 - 0.536) = 339,000$ 円(端数切捨て)

令和7年度 $336,648 \times (1 - 0.536) = 157,596$ 円(端数切捨て)

令和8年度 $157,596 \times (1 - 0.536) = 73,124$ 円(端数切捨て)

令和9年度 $73,124 \times (1 - 0.536) = 33,929$ 円<50,000円※

※令和9年度で算出額が取得価額の5%(50,000円)より小さくなりますので、それ以降事業に供される間は50,000円で評価します。

(3) 課税標準額

全資産の評価額の合計が課税標準額となります。(課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。)

(4) 免税点

償却資産の課税標準額が、150万円(免税点)未満の場合は、課税されません。

ただし、免税点未満であっても申告は必要です。

(5) 税率・税額

税率は1.4%です。したがって、年税額は次のように求められます。

・課税標準額(1,000円未満切捨) × 税率(0.014) = 年税額(100円未満切捨)

(6) 納期限

第1期(5月末)、第2期(7月末)、第3期(12月25日)及び第4期(翌年2月末)の4回に分けて納めていただくことになります。

II その他

(1) 償却資産調査協力をお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、償却資産の調査を行っております。この調査は、固定資産台帳の写し等を提出いただき申告内容の確認を行うものです。

また、調査において申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

(2) 申告書の書き方がわからない場合

提出書類の書き方がわからない場合はお問い合わせください。

なお、次の書類等をご持参いただければ、その場で申告を済ますことができます。

- ◎ 申告書類一式
- ◎ 法人税又は所得税確定申告書添付の減価償却費の計算書等(写し)
- ◎ 固定資産の購入・売却等に係る領収書又は見積書等

(3) 今回初めて申告される方へ

前年の事業開設、法人設立、調査などにより、令和5年1月1日現在において事業を行っている方(行っていると思われる方)には、今回初めて申告書を送付しています。本書をご覧いただき、該当する資産について申告をお願いします。

なお、申告すべき資産がない場合は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

(4) 申告の簡略化

電算申告、電子申告(eLTAX)での申告及び資産の評価額の合計が少額と思われる方には、申告書の送付を省かせていただいております。送付がなかった方で、申告書の送付が必要な方は、お手数ですが、村役場村民生活課までご連絡ください。

(5) 修正申告について

資産の申告漏れ、誤り等がある場合は、一度申告された後でも修正申告書を提出いただきますようお願いいたします。調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等の賦課決定について、申告すべき年度(地方税法の規定により最大5年度分)まで遡及することとしております。



償却資産の申告について

土地及び家屋については、原則不動産登記簿により所有者・物件等を把握することができますが、償却資産はそのような制度がないため、所有者からの申告により資産を把握する制度がとられています。

そのため、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告しなければならないことになっています。

なお、正当な理由がなく、申告をしなかったことにより10万円以下の過料を科す場合、または申告漏れ等により不足税額の追徴を行う場合がありますので、ご注意ください。